

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンビル1F Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907

e-mail:office@peacedepot.org http://www.peacedepot.org f https://www.facebook.com/peacedepot.org/

主筆■梅林宏道 共同編集■田巻一彦、湯浅一郎 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

# 米国は新たな低威力核兵器 開発に舵を切ってはならない 進行するトランプ政権の「核態勢見直し」

稲垣 知宏

トランプ政権が「核態勢見直し(NPR)」の作成を進める中、米国が新たな低威力核兵器の開発を開始する可能性が取りざたされている。2016年、米国防科学委員会は、新政権に7つの優先事項を勧告し、その中で、低威力核弾頭開発に言及している。NPR作成の責任者でもあるポール・セルバ統合参謀本部副議長は、低威力核兵器の選択肢があることの戦略的意義を指摘している。以下、米国でのNPRの変遷と低威力核兵器に期待される役割について解説し、低威力核兵器開発が引き起こすリスクについて論じる。

## 低威力核兵器

核分裂反応を引き金に核融合を引き起こし、核融合反応で発生する中性子によるさらなる核分裂で桁違いのエネルギーを生じさせる多段階の熱核兵器との比較で、長崎に投下された原子爆弾に相当する20キロトン以下の核兵器を低威力核兵器と呼ぶ<sup>1</sup>。低威力と言っても核爆発の被害は甚大で、1キロトン相当の核爆発であっても、大量の放射性降下物を生じる地表爆発の場合、阪神・淡路大震災を凌ぐ人的被害が発生するとの報告がある<sup>2</sup>。

16年12月の米国防科学委員会(DSB)の報告書<sup>3</sup>は、低威力でプライマリのみの核兵器に触れている。プライマリとは、多段階の熱核兵器で、核融合を引き起こすのに使われる初期段階の核分裂反応である。1960年代、ロスアラモス国立研究所で開発されたB61爆弾はプライマリのみのオプションを持ち、低威力から高威力まで調整できる。最新のB61-12ではステルス戦闘機F35への搭載が可能になる。

## NPRの変遷と低威力核兵器

最初のNPRは、1994年、冷戦終結後のクリントン政権下で作成された。詳細は公開されていないが、国防総省作成の資料には、米国と同盟国が直面する大量破壊兵器(WMD)の脅威が指摘され、核実験を伴わない形での核兵器能力の維持をエネルギー省へ要請している。また、ポスト冷戦期においても核による抑止力は必要であると結論づけている<sup>4</sup>。前後するが、1993年、スプラット上院議員とファース下院議員が提出した条項が成立し、5キロトン以下の小型核兵器の研究、開発が禁じられた。

### 今号の内容

トランプ、低威力核兵器開発に動くか？ 稲垣 知宏

梅林宏道氏に「核のない未来賞」

イージス艦事故と日米地位協定

新倉 裕史

オスプレイ、豪で墜落事故

<資料> 恵庭市の要請書

【連載】全体を生きる(2)

土山秀夫さんを偲ぶ 梅林 宏道

ブッシュ政権下でのNPRは連邦議会の指示を受けた国防総省が作成し、同時多発テロ事件直後の01年12月31日に提出された。NPRは非公開である<sup>5</sup>が、公開されている序文の中で、大量破壊兵器で武装したテロリストや「ならずもの国家」といった敵対者が想定され、新たに定義された三本柱への財政支出により、核への依存を減らしつつ米国をより安全にできるとしている<sup>6</sup>。03年、ブッシュ政権は、スプラット・ファース条項を廃止し、小型核兵器研究への予算措置を行なうが、新しい小型核兵器開発には至らなかった。

10年4月、国防総省はオバマ政権下で作成したNPRを関連資料と共に公開した<sup>7</sup>。そこでは、核拡散と核テロの防止、米国の安全保障戦略における核兵器の役割の低減、削減した核戦力での戦略的抑止と安定の維持、地域での抑止力を強化し米国の同盟国およびパートナーの安全を保証すること、そして、効果的な核兵器維持の5つが主要な目的として挙げられている。米国は新たな核弾頭の開発はせず、核による新たな軍務支援、新たな能力の付与はしないと述べているが、B61の寿命延長のための研究には財政支出をすることをしている。

## 低威力核兵器に期待される役割

冷戦期には、より高威力な核兵器を所持することが抑止力の強化に繋がると考えられ、米ソは、広島、長崎に投下された原子爆弾の1,000倍以上の威力を持つ熱核兵器を作り出した。高威力核兵器の使用は世界の破滅につながりかねない。冷戦終結を経た現在、例え敵対勢力によるWMD使用が確認されたとしても、その威力をはるかに上回る核兵器での報復は、国際紛争法に違反する。高威力核兵器の役割は大幅に限定され、使用できない兵器による抑止力は制限されたものでしかないと考えられている。

オバマ政権下で作成されたNPRには、米軍は、冷戦終結後、非戦略核を大幅に削減し、ヨーロッパの前線に配備された限られた数の核兵器と世界中の同盟国とパートナーへ拡大抑止を提供するために、海外配備可能な少数の備蓄を残しているのみとある。ロシアはより大きな非戦略核兵器能力を保持しているとしており、このような点から、米国は爆撃機に搭載可能な、前線に配備する核兵器能力を保持し、B61の寿命延長を全力で進めると結論づけている。

戦略国際問題研究所(CSIS)は、報告書「プロジェクトアトム」<sup>8</sup>の中で、F-35に搭載可能な小型化し短距離巡航ミサイルにもなりうる低威力特殊効果弾頭(先端技術による巻き添え被害低減、放射線、地下貫通力、電磁波強化などを特徴とする)を、状況に応じた選択肢として提供する

よう提言している。

## トランプ政権とNPR

トランプ政権は、17年1月の大統領覚書<sup>9</sup>で、米国の核抑止力が21世紀の脅威を抑止し、同盟国の安全を保証するために近代的、堅牢で柔軟性と回復力があり、即応性があることを確認する必要性から新たなNPRを開始すると宣言した。

前記16年12月のDSB勧告には、新たな低威力核兵器開発が含まれている。また、最新のテクノロジーを導入することで、ロシア、中国に先行し、核兵器の削減を進めつつも抑止力を高めることができるとしている。米国は、1,000発を超える数の低威力に調整可能な核弾頭を保有しているが、そのベースになっているのは60年代に開発した核弾頭である。あるDSB委員は、低威力核兵器は特定の脅威に対することを意図するものではなく、戦略的な環境が変化する中での防御策になると述べ、同時に、脅威が変化する中で、既存の兵器が未だに適切な能力を持つのか疑問を呈している<sup>10</sup>。

統合参謀本部副議長のポール・セルバ空軍大將は、8月3日、米空軍協会ミッチェル研究所で、米国は、世界を終焉させることなく、多数の無差別な殺傷を生じることなく、核攻撃できる必要があると述べた。また、「低威力兵器が使われたとしても、我々是对応する選択肢を持っている」、「大統領が受け入れることのできない無差別殺害を生み出す高威力兵器を唯一の選択肢とするならば、核攻撃に対応する同等の選択肢を提示していない」と指摘している<sup>11</sup>。

トランプ政権下でのNPRがどのようなものになるかは分からないが、オバマ政権下でのNPRを部分的に継承しつつも、大きな変更が加えられると考えるべきであろう。

## 核の脅威を増大させないために

米国はすでに十分な数の可変式核兵器を保持しており、これの維持、改良を続けている。米国科学者連盟(FAS)の核情報プロジェクトの責任者であるハンス・M. クリステンセンは、「国際紛争法の平等と均衡性のためのガイドラインに従わなければならないため、核攻撃のプランナーにとって、巻き添え被害は現実的な問題である」、「低威力核兵器の追求は核兵器の使用をより容易にすることを意図しているようにみえる」との疑問を呈し、「ロシアと北朝鮮の問題はあるが、現存の少なくない核兵器能力で対処することができる」と結論づけている<sup>12</sup>。

多くの不安要素がある。トランプ政権のNPRは公開されるのか、そこでは低威力核兵器開発が示唆されるのか、他の核兵器保有国はどのように動くのか、日本政府はどのような役割を果

たすのか。北朝鮮による核・ミサイル開発がエスカレートする中、東アジア地域での核の脅威も高まっており、NPRを待つことなしにトランプ政権が新たな手札を切ることも考えられる。

米国による低威力核兵器の開発は、核兵器使用の敷居を下げるると同時に、米国、及び核兵器国が新たな核兵器開発を進める第一歩になりかねない。オバマ政権のNPRでは、「米国は、核兵器不拡散条約締約国で核不拡散の義務を遵守する非核兵器国に対して核兵器を使用することも使用すると脅かすこともない」とされた。核兵器の役割を再び拡大するようなことはあってはならない。(いながき ともひろ。広島大学教授) ㊦

注

- 1 ハンス・M・クリステンセン『戦略・安全保障ブログ』、17年6月29日。  
<https://fas.org/blogs/security/2017/06/new-nukes/>
- 2 「広島市核兵器攻撃被害想定専門部会報告書」、07年。  
[www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1141957716995/files/houkokusyo.pdf](http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1141957716995/files/houkokusyo.pdf)
- 3 米国防科学委員会「新政権のための7つの国防優先

事項」、16年12月。  
[www.acq.osd.mil/dsb/reports/2010s/Seven\\_Defense\\_Priorities.pdf](http://www.acq.osd.mil/dsb/reports/2010s/Seven_Defense_Priorities.pdf)

- 4 [www.nukestrat.com/us/reviews/dodnprslides092294.pdf](http://www.nukestrat.com/us/reviews/dodnprslides092294.pdf)
- 5 ロサンゼルス・タイムズ紙及びNGOにより暴露された非公開部分の全訳は、ピースデポ・ブックレット「米国・核態勢見直し」(02年10月)に所収。
- 6 本誌156号(02年2月1日)に「序文」全訳。
- 7 本誌349-50号(10年4月15日)に「要約」の全訳。
- 8 CSIS, "Project Atom.", 2015/5。  
[www.nipp.org/wp-content/uploads/2015/06/FINAL-REPORT\\_ProjectAtom.pdf](http://www.nipp.org/wp-content/uploads/2015/06/FINAL-REPORT_ProjectAtom.pdf)
- 9 米軍再建に関する大統領覚書, 17年1月27日。本誌514-5号(17年3月1日)に全訳。
10. デイビッド・クレイマー、『フィジックス・ツデー』、17年2月22日。  
[physicstoday.scitation.org/doi/10.1063/PT.5.1107/full/](http://physicstoday.scitation.org/doi/10.1063/PT.5.1107/full/)
- 11 パトリック・タッカー「軍、21世紀の抑止ヘミニ・ニュークスに着目」、17年8月3日。  
[www.defenseone.com/technology/2017/08/us-military-eyes-new-mini-nukes-21st-century-deterrence/139997/](http://www.defenseone.com/technology/2017/08/us-military-eyes-new-mini-nukes-21st-century-deterrence/139997/)
- 12 注1と同じ。

ピースデポ特別顧問、本誌主筆

## 梅林宏道氏が「核のない未来賞」を受賞



核兵器禁止条約が採択された7月7日、「核のない未来賞」の2017年受賞者が発表され、梅林宏道・ピースデポ特別顧問(本誌主筆)が受賞者の1人に選ばれた。

1998年に創設された「核のない未来賞」は、核兵器および核の恐怖からの世界の解放に向け、「抵抗運動」「教育」「問題解決」の3つの分野において、世界各地で特筆すべき活動を行っている個人、団体を顕彰する賞である。このほか、長年にわたる核兵器廃絶等の平和活動への功績を讃える特別賞も設けられている。賞を運営する「核のない未来賞財団」<sup>1</sup>は97年に設立され、ドイツのミュンヘンに本部を置いている。

過去の受賞者には、ヘレン・クラーク元ニュージーランド首相・国連開発計画総裁、トニー・デブルム元マーシャル諸島共和国外務大臣、アレクサンダー・クメント・オーストリア大使、といった人たちがいる。日本では平和市長会議と秋葉忠利・前広島市長(07年)、振津かつみさん(医師、12年)、樋口健二さん(写真家、01年)、アイリーン・美緒子・スミスさん(グリーン・アクション代表、14年)が受賞している。

梅林特別顧問は、北東アジア非核兵器地帯の提唱

とピースデポ設立の功績が認められ、「問題解決」の分野での受賞となった。特別顧問は次のように話している。

「北東アジア非核兵器地帯の設立に向けた取り組みが認められ、栄えある賞を頂いたことを喜んでいます。しかし、この構想ははまだ実現の途上にあり、大勢の人々の取り組みがあるので、謙虚でなければならないと思っています。この賞が、同地帯の設立という目標の実現に向けて人々の力を結集する助けとなることを願ってやみません。」

今年の受賞者は他に、抵抗運動の分野で、ウラン鉱山の労働者の権利と健康被害回復のため闘うニジュールのアルハーセン氏、教育の分野では、放射能汚染問題に取り組むNGOで核燃料再処理工場の稼働状況などを明らかにしてきたイギリスのスミス氏とフォーウッド氏である。特別賞にはドイツのステイ氏とスイスの反核運動が選ばれた。

授賞式は9月15日にスイスのバーゼルで行われる。(荒井摂子) ㊦

1 英文ウェブサイト：[www.nuclear-free-future.com/en/](http://www.nuclear-free-future.com/en/)

# イージス艦の衝突事故と日米地位協定

新倉 裕史

## 相次ぐイージス艦の事故

横須賀を母港とする米イージス艦の事故が相次いでいる。1月31日にはミサイル巡洋艦「アンティータム」が横須賀基地沖で座礁。6月17日にはミサイル駆逐艦「フィッツジェラルド」が伊豆半島沖でコンテナ船と衝突。乗組員7人が死亡、3人が負傷した。8月21日にはミサイル巡洋艦「ジョン・S・マケイン」がシンガポール沖でタンカーと衝突。乗組員10名が行方不明(後に2人が遺体で発見される)、5人が負傷と報じられている。さらに2件の乗組員行方不明事故(6月8日・ミサイル巡洋艦「シャイロー」、8月1日・ミサイル駆逐艦「ステザム」)も発生しており、母港11隻のうち5隻が事故艦船という異常事態だ。

「アンティータム」の座礁事故、「フィッツジェラルド」の衝突事故ともに、人的ミスが事故の原因との米軍の発表があり、艦長等が解任されている。しかし「フィッツジェラルド」の衝突事故の教訓が「ジョン・S・マケイン」の事故防止に活かされた様子がない現状を見れば、人的ミスは構造的な問題で、これからも事故が繰り返される心配を手放すことは出来ない。

## 裁判権と捜査権

前進配備というありかたも含め、連続する事故の背景をさぐる作業は、横須賀に暮らす私たちの課題だが、ここでは「フィッツジェラルド」の事故と日米地位協定について考えてみたい。地位協定上の裁判権と捜査権について、若干の混乱があるように思えるからだ。

「(地位協定では)公務中の犯罪は米側が第1次裁判権を持つと規定。日本側は捜査できるが、米軍の財産の捜査や差し押えには米側の同意が必要だ」(6.18、神奈川)。

「『米軍の公務中に生じた犯罪は米側に第一次裁判権がある』と定めた地位協定で、三管(編集部注:第三管区海上保安本部)の捜査権は原則として、米軍の同意なしでは行使できない」(6.18、東京)。

記事では省略されているが、第1次裁判権の規定は「地位協定17条」だが、捜査権は別立てで、「地位協定の実施に伴う刑事特別法14条 協定により合衆国軍事裁判所が裁判権を有する事件であっても、日本国の法令による罪にかかる事件については、検察官、検察事務官又は司法警察職員は捜査をすることができる」に基づく。

海上保安官は司法警察職員だから、今回の事故も、国内法を適用しての海保による捜査が可能となる。問題は刑特法13条で、米軍の財産の捜査や差し押えなどの強制捜査は米軍の同意が必要だとされている。ここがネックになって、日本側の捜査は「壁」にぶつかってきた。

なんだ結局同じじゃないか、ではない。地位協定17条の第1次裁判権が、捜査の「壁」になっているかのような理解の仕方は、「壁」を必要以上に巨大なものにしてしまいかねない。なによりも重要なことは、こうした理解では、米軍の事故の際にも、国内法が適用されているという重要な事実を見落としてしまうことになりかねない。

## 国際法と地位協定

8月のある日、横須賀市役所の記者クラブで、横須賀基地の広報は、そもそも米軍艦は国際法によって、日本の法律に縛られないと考えているようだという話を聞いた。8月17日の神奈川新聞にも、「国連海洋法条約30条には軍艦が沿岸国の法令に違反した場合は『領海から退去を要求できる』とあり、訴追の対象にならない」とあった。問題を起こした軍艦は、国際法的には退去を求められるだけで、国内法の適用はできず、「イージス艦は米海軍の調査に委ねざるを得ないのが実情」(8.17、神奈川)というわけだ。

確かに一般国際法上、外国軍隊には接受国の法令の適用はないとされている。したがって、日本に駐留する米軍艦にも「原則として我が国の法令の適用はない」というのが外務省の立場だ。しかし、ここで「原則として」とされている点に注意を払わなくてはならない。

「原則としてというのは、地位協定上、特定の事項に関する法令の適用が日米間で合意されている場合があることを指している」(外務省機密文書「日米地位協定の考え方・増補版」)。

国際法より地位協定上の合意が優先され、特定の事項に関しては国内法が適用されていると外務省は「解説」する。実際これまでも、米艦船の海難事故に関して、国内法を適用しての訴追例は、フリゲート艦「ロックウッド」(1988年)他、複数件あることを8月8日の海上保安部との交渉で確認することができた。「考え方」には、特別な取り決めがない場合も「外国軍隊が駐留先の国の国内法を実体的に守って行動しなくてはな

らないことは軍隊を派遣している国の一般国際法上の義務」との解説もある。)

## 5条合意議事録

米軍の運用に関しても国内法が適用されている事実は、あまり共有されてはいない。しかしすでに述べたように、日本政府は国内法適用の事実を認めている。日米地位協定5条の合意議事録には「この条に特に定めがある場合を除くほか、日本国の法令が適用される」とあり、国内法が適用される理由を、「考え方(増補版)」は次のように説明する。

「米軍の我が国の通行は、直接我が国の交通秩序に関わるものであるから」。

日本の交通ルールを無視して、米軍の艦船、車両、航空機が移動すれば、事故が起きかねない。だから交通ルールには従えというわけだ。「考え方(増補版)」には、適用されている国内法が次のように例示されている。道路法、道路交通法、航空法、港則法、海上衝突予防法、河川法、消防法、水防法等(適用はそれぞれの国内法の部分)。

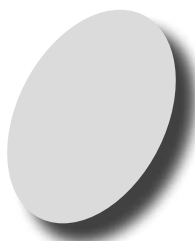
こうした背景があって、イージス艦の移動(航行)にも「海上衝突予防法」等が適用され、回避義務の有無が問われることになる。そして海保は「海上衝突予防法」上の回避義務が「フィッツジェラルド」にあると判断するに至っている(7.26、NHKニュース)。

## 「壁」を乗り越えるために

現実には、事故から2ヶ月が過ぎても、海保は捜査状況を明かさず(8.17、神奈川)、日本側の捜査は行き詰まっているように見える。8月8日の海保との交渉では、「捜査機関として最大限の努力はする」と捜査の熱意が強調されたが、三管は「立場の説明」を繰り返すだけで(6.25、神奈川)、海保自身が「壁」を作っているように思える。

こうした海保の曖昧な立ち位置を支えているのが、地位協定と国内法の適用についての私たちの不十分な理解ではないか。地位協定の「壁」は間違いなく大きく存在するが、問題をすぐにそこに落とし込み、「だから地位協定の改定を」と言うってしまうのは、現に行われている国内法の適用を見逃してしまうことに繋がらないか。

そもそも地位協定の改定は、米軍を「国内法の支配下」に置くためではなかったのか。であれば、現行地位協定の運用の中においても、実施されている国内法の適用の事実にもっと敏感になっていいはずだ。多くの市民が、国内法の適用によって海保の捜査が行われている事実を知ることが、「壁」を越える覚悟を海保が持つことに繋がるような気がする。(にいくらひろし。非核市民宣言運動・ヨコスカ/ヨコスカ平和船団)⑩



## オスプレイ、また墜落事故

豪州で 普天間所属

### ——つのる安全性への懸念

#### 政府、飛行自粛求めるも、6日後には容認

日本時間8月5日(土)16時10分頃、米海兵隊普天間基地所属のMV-22オスプレイが、オーストラリア東海岸沖(クイーンズランド州ショールウォーター・ベイ訓練場の沖合約18マイル=約29km)を飛行中に海に墜落した。事故機は、「強襲揚陸艦ボノム・リチャールを発艦し、ドック型輸送揚陸艦グリーン・ベイへの最終進入中にデッキに衝突した」とされる<sup>1</sup>。乗員26名中23名は救助されたものの、3名が死亡した。

防衛省は、直ちに米側に「事故に関する情報提供、原因究明及び再発防止」を求め、「国内におけるオスプレイの飛行を自粛するよう申し入れた」。これに対して米軍は、「オーストラリアに展開しているMV-22の飛行を48時間停止し、部隊の安全及び運用手順を確認」し、部隊の指揮官

が、「事故機の整備記録及び搭乗員の訓練記録を確認して事故につながった全要因を綿密に分析した。その結果、飛行再開は安全であるとの結論に達した。」<sup>2</sup>。これを受けて、防衛省は、8月11日、以下のように事故への米軍の対応を評価して、飛行再開を公式に容認した。

- ・事故は陸上への着陸よりはるかに複雑な、海上を移動中の艦船への着艦の最中に発生したこと。
- ・米軍が事実関係及び事故発生までの状況を初期調査で確認し、MV-22の飛行は安全であると結論付けていること。
- ・MV-22に機械的、構造的、及びシステム上の欠陥はないと米軍が認識していること。

国は「防衛省の知見に照らして合理的な措置が取られているとみられ、米軍の説明は理解できるとした。16年12月の沖縄県名護沖での事故に際しては、もう少し詳しい事故の状況に関す

る情報が公開されていた<sup>3</sup>が、今回は何も明らかになっていない段階で、米軍の判断に全て委ねるといのである。そもそも、いかなる事故なのかもわからない。走行中の艦船に着艦しようとして接近していたが、艦船に追いついていない段階で、甲板に降下する態勢に入った結果、船に届かないままデッキに衝突したのか?その時の風、天候等の気象条件も明らかにされていない。従って、事故の原因究明すら終了しているとは考えにくい。

このような状況下で、米軍が安全を確認しているから、飛行再開も理解できるとする政府の姿勢は全く承服できない。また、日本政府は米軍に日本における飛行自粛を求めたが、7、8日ともに普天間基地ではオスプレイの離着陸が行われている<sup>4</sup>。

## 自治体はこそって反発

事故直後から沖縄県をはじめ、オスプレイに関連する多くの自治体が事故の原因究明、安全確保、及び飛行自粛を求めるなどの要請を行った。

・8月7日、千歳市、恵庭市が北海道防衛局に8月10日から予定されている北海道大演習場における日米共同訓練へのオスプレイ参加自粛を要請(資料に恵庭市の要望書)。同様の要請を北海道、札幌市、北広島市も提出。

・同日、東京都及び横田基地周辺市町連絡協議会は北関東防衛局に事故の原因究明と再発防止につき米軍に申し入れること、及び正確な情報提供と丁寧な説明を求めた。他にも、山口県基地関係県市町連絡協議会、千葉県、木更津市、三沢市がほぼ同内容の要請を行った。

・8月8日、沖縄県副知事が在沖海兵隊を訪問し直接、抗議。

8月11日に防衛省が米軍情報と飛行再開を容認する文書を公開したあとは、自治体の行動はかなり減少する。それでも、自治体が納得しているわけではなく、むしろ不満が収まっていない

ことを実感させる取り組みがいくつかある。

・8月14日、九州防衛局の岩田企画部長が、政府の立場を説明するために佐賀県庁を訪れた。対応した古賀企画課長は、「事故原因調査中であるにもかかわらず飛行が再開された上、米軍の説明を追認した防衛省の評価について、機体が安全である根拠を示しておらず、普通に考えると、(県民が)直ちに理解することは難しい」と不快感を示した<sup>5</sup>。

・また日付が不明であるが、木更津市は、11日の政府発表の後、「8月11日付けで防衛省が発表した事項(米側から情報提供を受け、確認した事故の概要、米軍の対応及びそれに対する防衛省の評価)を受け、木更津市として、今般の公表資料では、市民をはじめ国民に対する説明が十分になされたとは言えないと判断し、引き続き、事故原因や再発防止策を検証するよう求めた<sup>6</sup>。

こうした事例からは、政府が飛行再開を容認した後も自治体には不満・不安がうっ積している様子が見て取れる。表立って行動していない場合でも、自治体のほとんどが、日本政府の姿勢と対応に納得していないことが想像される。

8月18日から26日までの北海道での日米共同訓練にオスプレイは参加した。そうした中で、8月29日には、前日、岩国基地で白煙を上げていたオスプレイが、普天間に移動する途中、大分空港に緊急着陸するという事件が起こった。エンジンの交換がなされた模様だが、9月4日現在、空港に駐機したままである。(湯浅一郎) ㊦

### 注

- 1 防衛省「オーストラリアで発生した第31海兵機動展開隊所属のMV-22オスプレイによる事故について」(17年8月11日)。
- 2 注1と同じ。
- 3 例えば、防衛省「不時着水したMV-22オスプレイについて」(16年12月19日)。
- 4 「沖縄タイムズ」17年8月9日。
- 5 「西日本新聞」17年8月15日。
- 6 木更津市HP。

### 【資料】

#### 北海道大演習場における日米共同訓練に関する要望書(恵庭市)

昨年の日米合同委員会合意に基づき、沖縄の負担軽減を図るため、オスプレイを使用する日米共同訓練が、北海道大演習場において、本年8月10日から8月28日まで予定されております。

この日米共同訓練の実施にあたりましては、安全対策はもちろん市民生活に支障をきたすことのないよう

万全の対策を講じていただくよう、最大限のご配慮をお願いしているところであります。

こうした中、8月5日に沖縄県の普天間飛行場所属のオスプレイがオーストラリア東海岸での訓練中に事故を起こし、昨日、防衛省に置いて事故原因の究明など、米側に求めるとともに、国内におけるオスプレイの飛行の自粛を申し入れ、また北海道大演習場における日米共同訓練でのオスプレイの参加の取り扱いについて米側と調整したい旨の考えが示され

たところであり、恵庭市としても同様の認識であります。

何にも増して市民の安全・安心を確保するという観点から、日米共同訓練に対し国の責任において、適切に対応するよう強く求めます。

平成29年8月7日

北海道防衛局長 古川 浩人 様

恵庭市長 原田 裕

## 第2回 土山秀夫さんを偲ぶ

土山秀夫さんの後を継いで始めた連載のわずか第2回目にして、土山さんの追悼文を書く巡り合わせになってしまった。

9月2日、土山秀夫さんの訃報が届いた。しばらく入院されていて病状がかんばしくないという消息を伝え聞いていた。しかし、8月8日に長崎大学核兵器廃絶研究センターで中満泉国連事務次長を囲むインフォーマル会議があったとき、力を取り戻しているという話を聞いた。それが私にとっての最新の情報であった。92歳というご高齢を考えると、亡くなられたことを自然に受けとめる気持ちがある一方、やはり大きな存在を失ったという喪失感を感じないではられない。

土山さんは雄弁家であり、その話は理路整然として分かり易かった。文章もスピーチと同じように簡潔で力強かった。本誌のこの欄に寄せて頂いた「被爆地の片隅から」のエッセイは2005年7月15日の10周年記念号に始まって100回、12年にわたって続いた。その原稿は、いつも点画のはっきりした楷書体の文字で書かれ、FAXで送られてきた。書は人を表すの言葉通り、それは動じず胡麻化さない土山さんの人となりを映していた。

私と土山さんの交流の始まりは比較的新しい。1998年のことである。それ以後年毎に交流の密度が増していった。とりわけ2000年に始まった核兵器廃絶地球市民長崎集会在土山さんと共に汗をかく場となった。その後、こういう言葉を使うことを許して頂けるならば、同志として20年近くを過ごさせて頂いた。土山さんから、ふと、そのように言って頂いたことがあった。年齢が一回り上の丑年であり、長崎大学の学長という経歴をもつ土山さんと、43歳で大学を辞めて市民運動を始めた私との間では、ため口をきく間柄にはならなかった。しかし、思想信条において深く通じ合うものを感じていた。土山さんもそのように感じて頂いていたと思う。

1998年における土山さんとの出会いは時代が作った必然であった。その年の5月、イ

ンドとパキスタンが相次いで核実験を行った。それは、1995年のNPT無期限延長、1996年7月の国際司法裁判所の核兵器に関する勧告的意見、同8月のオーストラリア政府肝いりの「核兵器廃棄に関するキャンベラ委員会」報告書、といった冷戦後の核兵器廃絶の潮流の中で起こった逆流であった。世界に衝撃を与えた。日本政府は「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」という国際的な専門家会議を組織し、核軍縮問題に関する提言を起草させる取り組みを発表した。

私たち市民運動はこれに対抗する行動に立ち上がった。1年続く「東京フォーラム」と平行して市民会議を継続して組織し、広島、長崎を含む市民からの提言をまとめて「東京フォーラム」に提出するという、それまでになかった意欲的なプロジェクトであった。私は、広島、長崎に奔走した。広島では岡本三夫さん、湯浅一郎さん、長崎では鎌田定夫さん、船越耿一さん、そして土山秀夫さんに頼ることになった。土山さんとの出会いは鎌田さんを介するものであり、この時が初対面であったと記憶する。

当時、広島でも長崎でも、伝統的な原水爆禁止運動と独立して個人ベースで結集する枠組みを作り出すことは一つの挑戦であり、懸案であった。長崎におけるこの時の市民の結集が2000年12月に第1回を記録した地球市民集會に繋がっていった。広島でもやがて2001年3月に今日につながる「核兵器廃絶をめざすヒロシマの会」(HANWA)が結成された。

長崎の地球市民集會は長崎市や長崎県も巻き込んだ実行委員会によって継続されてきた。これができるのは、土山さんの存在なしには不可能であっただろう。この稿を書くために当時の資料を紐解いた。土山さんとかかなり率直な意見交換をしていたことを再認識した。「全体に生きる」という私のテーマと重なる感慨が、土山さんの面影とともに押し寄せてきた。

## 全体に生きる

梅林 宏道

(題字は筆者)



うめばやし ひろみち

1937年、兵庫県洲本市生まれ。ピースデポ特別顧問、本誌主筆。長崎大学核兵器廃絶研究センター(RECNA)初代センター長(2012～15年)。

# 日誌

2017.8.21~9.5

作成:有銘佑理、山口大輔

DPRK=朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)/HD=ホールディングス/IPP=International People's Project/NSC=国家安全保障会議/PFOS=ペルフルオロオクタンスルホン酸/SM6=スタンダードミサイル6/UFG=ウルチフリーダムガーディアン

- 8月21日 米韓合同軍事演習UFG開始。韓国軍約5万人、米軍約1万7500人が参加。31日まで。
- 8月22日 防衛省、18年度予算の概算要求を過去最大の5兆2551億円とする方針。前年度比2.5%増。陸上イージス導入の額は明示せず要求。
- 8月22日 米財務省、国連制裁決議に基づきDPRKの核・ミサイル開発を援助した中口の10団体・6個人を制裁対象に追加。
- 8月22日 ティラーソン米国防長官、DPRKが核・ミサイル開発を自制しているとの認識。近い将来対話が開かれる可能性を示唆。
- 8月24日 東電HD、トモダチ作戦に従事し被曝した米軍人157名が5.450億円の基金創設や金額の記載のない損害賠償を求め米加州南部地区連邦裁判所に提訴したと発表。
- 8月26日 DPRK、短距離ミサイル3発を発射。全て失敗した模様。米太平洋軍の発表。
- 8月26日 内閣府発表の世論調査で政府への要望で防衛・安保を求める人が前回比4.3ポイント増の過去最高36.2%。
- 8月27日 日本原電東海第2原発再稼働への姿勢を明示しなかった自公推薦の大井川氏が、茨城県知事選挙で当選。
- 8月29日 DPRK、弾道ミサイルを発射。14分間、2,700km飛行し太平洋に落下。DPRKは火星12号と発表。
- 8月29日 国連安保理、29日のDPRKの弾道ミサイル発射を言語道断の行為と厳しく非難する議長声明を全会一致で採択。
- 8月30日 米海軍のイージス艦が、艦対空ミサイルSM6で中距離弾道ミサイルの迎撃実験に成功したと発表。
- 8月31日 空自新田原基地(宮崎)所属のF15戦闘機2機と米空軍グアム基地のB1戦略爆撃機2機、米海兵隊岩国基地所属のF35戦闘機4機が九州周辺で共同訓練。米軍機はその後韓国軍と共同訓練を行う。

予告  
ピースデポ  
シンポジウム

## 日韓は核の傘から出て禁止条約に参加を

◇講演1:梅林宏道(ピースデポ特別顧問)

◇講演2:韓国ゲスト

パネリスト:

阿部知子衆議院議員、非核自治体協議会所属首長、宗教者

後援:  
明治学院大学  
国際平和研究所  
(PRIME)

2017年10月28日(土)14:00~17:30

明治学院大学白金キャンパス(東京メトロ南北線・都営地下鉄三田線「白金台」駅徒歩約7分)

- 9月2日付 日立が英国に建設する原発2基に日本のメガバンクが融資する建設資金を、政府が全額保証するとの日経新聞報道。
- 9月3日 韓国軍、DPRK北東部で人工的な地震を観測し(マグニチュード5.7)、6回目の核実験と推定。DPRK、ICBM搭載用の水爆と発表。
- 9月3日 文・韓国大統領はNSCを開き、対話と呼びかけつつも国際社会と連携して最高レベルの反撃方法を検討するよう指示。
- 9月3日 中国外務省、DPRKの核実験に対し断固とした反対と強い非難を表明。
- 9月3日 トランプ米大統領、DPRKと取引する全ての国と貿易停止を検討と表明。マティス国防長官、大規模な軍事的対応で臨むと述べる。
- 9月4日 韓国陸・空軍、前日の核実験への対抗措置としてDPRKの核実験場などへの攻撃を想定したミサイル訓練を実施。
- 9月4日 宋・韓国国防相、国会国防委員会で12月1日付でDPRK首脳部を暗殺する特殊任務部隊を創設し、来年末には運用可と答える。
- 9月4日 文・韓国大統領、トランプ米大統領と電話協議。韓国軍保有弾道ミサイル弾頭500kgの重量制限の撤廃に合意。
- 9月5日 参院外交防衛委と衆院外務委、閉会中審査でDPRK核実験への抗議決議を採択。
- 9月5日 プーチン・ロシア大統領、DPRKは自国の安全が保障されない限り核開発の計画をやめないと述べる。
- 8月21日 米ジュゴン訴訟控訴審。サンフランシスコ控訴裁が原告適格認め、審理差し戻し。
- 8月22日付 14年以降、米軍施設・区域内の排水調査中断。県外も同様。環境省、理由明かさず。環境団体IPPが指摘。
- 8月22日 北谷町議会、普天間飛行場即時閉鎖・撤去と県内移設断念を求める抗議決議

及び意見書を賛成多数で可決。

- 8月22日 自衛隊、米軍北部訓練場での海兵隊研修に計13回参加。「共同使用」進む。
- 8月23日 稲嶺名護市長、3期目へ向け出馬表明。「新たな基地を造らせない」と新基地反対の公約を堅持。来年2月4日投票開票。
- 8月23日 名護市議会、MV22オスプレイ飛行中止と配備撤回、事故原因究明・公表を求める抗議決議と意見書を賛成多数で可決。
- 8月24日 オール沖縄会議、国へ普天間飛行場の即時閉鎖・撤去と県内のオスプレイ配備撤回を求めた県民大会特別決議を提出。
- 8月25日 翁長知事、辺野古新基地建設の是非を問う県民投票については「住民発意であるべき」との考えを示す。
- 8月28日 小野寺防衛相、在日米軍マルティネス司令官と会談。嘉手納基地の運用は緊密連携で解決を図る。具体的な対策提示なし。
- 8月28日 県議会、オスプレイの配備撤回や在沖海兵隊撤退を求める与党案の抗議決議及び意見書を賛成多数で可決。
- 8月29日 辺野古新基地建設への抗議活動でゲート前に座りこむ市民らに、防衛局職員が「日本語分かりますか」と発言。
- 8月30日 維新県議支部代表・儀間参院議員、辺野古移設容認へ転換。代わりに嘉手納以南の振興求め早期決着を求める姿勢。
- 9月1日付 北谷浄水場のPFOS検出問題。県水道局、除染対策費として水道料金値上げを検討。防衛局は因果関係不明と補償保留。
- 9月3日付 北部訓練場一部返還後に「環境負荷増」。14年作成の米海兵隊計画で指摘。米軍は環境面への負担を認識。

### 今号の略語

CSIS=戦略国際問題研究所  
DSB=(米)国防科学委員会  
FAS=米科学者連盟  
NPR=核態勢見直し  
WMD=大量破壊兵器

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アボリション・ジャパン・メーリングリストに参加を

join-abolition-japan.dl.ny@ml.freeml.com にメールを送ってください。本文は不要です。

## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらか、またはその両方を選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員: 梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、荒井摂子<sarai@peacedepot.org>、山口大輔<yamaguchi@peacedepot.org>

### 宛名ラベルメッセージについて

●会員番号(6桁): 会員の方に付いています。●(定): 会員以外の定期購読者の方。●「会費・購読期限」: 会員・購読者の方には日付が入っています。期限を過ぎている方は更新をお願いします。●メッセージなし: 贈呈いたしますが、入会・購読を歓迎します。



書: 秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

朝倉真知子、荒井摂子、有銘佑理、稲垣 知宏、梅林宏道、大嶋しげり、清水春乃、田巻一彦、津留佐和子、中村和子、新倉裕史、原三枝子、山口大輔、山中悦子、湯浅一郎 (50音順)